

◎新潟県告示第321号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和7年度の監査から適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（平成28年3月新潟県告示第331号）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けること。